

上席証券取引検査官
証券取引検査官 殿

証券取引等監視委員会事務局長 五味 廣文

証券会社に係る検査マニュアルについて

我が国証券市場は、一連の金融システム改革、情報通信技術の進展等により大きな変革を遂げているところであり、市場における明確かつ透明なルールが存在とその厳格かつ的確な適用によって市場の公正を担保し、市場に対する信頼を得ることの重要性はますます増大している。こうした中で、監視委員会及び財務局監視官部門が行う検査は、発足以来、ルール遵守の監視役としての使命を果たしてきているところである。

このたび監視委員会は金融庁検査局と共同で、証券会社に対する検査に際しての具体的な着眼点等を整理した証券会社に係る検査マニュアル（以下「本マニュアル」という。）を別紙のとおり定めたので、本マニュアルのうち取引の公正確保に係る検査に関する部分により検査を実施されたい。

本マニュアルは、監視委員会の検査機能の一層の向上を図るとともに、証券会社の自己責任に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資することを目的としている。

本マニュアルは、あくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。本マニュアルの各項目は、検査官が証券会社の取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守に関する検査を行う際の参考となるべき事項をあくまで例示として掲げたものであり、これらの事項は証券会社に何らの義務を課するものではない。検査において本マニュアルを利用するに当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を踏まえ、検査官自身の創意・工夫を加味し活用すべきものであり、検査官が本マニュアルの項

目を悉皆的に検証することを目的としたものではなく、各項目を機械的・画一的に検査すれば足りるというものではない。また、本マニュアルが取引の公正確保に係る検査の内容を必ずしもすべて網羅したものではないことに留意する必要がある。

法令諸規則に違反するおそれがある行為が把握された場合は、証券取引法等の関係法令、自主規制機関の諸規則に照らして吟味する必要がある。また、法令諸規則に違反する行為が把握された場合においては、法令等遵守態勢を点検し、法令諸規則に違反する行為が生じた原因、背景等について精査する必要がある。

本通達は、平成13年10月1日以降に着手する検査について適用する。

(注)本通達において、「証券会社」とは、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称したものをいう。